**鹿児島港本港区エリアまちづくりトライアル・サウンディングに関する協定書（案）**

　鹿児島県（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは，鹿児島港本港区エリアまちづくりトライアル・サウンディング（以下，「トライアル・サウンディング」という。）に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は，甲においては，本港区エリアまちづくりに対する市場性やニーズ等を把握するとともに，乙においては，実際の本港区エリアの活用のしやすさ，採算性，アイデアに対するニーズ，立地条件等を確認するために実施するトライアル・サウンディングを円滑に行うための必要事項を定めるものである。

　（位置）

第２条　乙がサウンディングを実施する場所は「鹿児島港本港区エリアまちづくりトライアル・サウンディング実施要項」に定めるところによる。

　（港湾施設の使用許可）※明確（詳細）に記載。

第３条　乙は，○から○までの期間，○○目的について○○の施設を使用することとする。

２　乙は，前項に基づく港湾施設の使用に係る許可を得るものとする。

３　前項に基づく土地の使用料は，全額減免とする。

　（行為等）

第４条　乙は，上水道及び下水道並びに電気供給設備と，乙が行為で使用する機器等を接続する際は，必要に応じて供給事業者へ使用許可申請等の手続きを行うこと。

２　乙はサウンディング期間中，甲が発行した「トライアル・サウンディング決定通知書」を本港区エリアの利用者が視認できるように表示すること。

３　乙は，上下水道や電気の使用料のほか，必要な資機材や燃料について，トライアル・サウンディング期間中に発生したものを負担すること。

　（維持管理）

第５条　トライアル・サウンディング期間中の清掃その他営業に必要な維持管理は，乙が適切に行うこと。

２　乙は，トライアル・サウンディング期間が満了したとき又は甲よりトライアル・サウンディングが取り消されたときは，乙の負担により甲が指定する期日までに，港湾施設の原状回復を行うこと。

３　トライアル・サウンディング期間中に発生したゴミは，乙が責任をもって適切に処分すること。

４　乙は，実施日以外にトライアル・サウンディングに関連したものを残置する場合は，予め港湾管理者と協議の上，一般利用者の安全に配慮した形で行うこと。

　（広報）

第６条　乙がトライアル・サウンディングに関する広報を行う際は，その内容についてあらかじめ甲と協議を行うこと。

　（法令の遵守）

第７条　乙は，トライアル・サウンディングの実施に当たり，関係する法令等を遵守し，必要な手続を遅滞なく行うこと。

　（事件又は事故発生時）

第８条　トライアル・サウンディング期間中に事件又は事故が発生した際，乙は直ちに応急処置を行った上で遅滞なく甲へ内容及び状況を報告すること。

２　トライアル・サウンディング期間中に乙が甲若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は，直ちに乙は甲へその状況及び内容を書面により報告し，すべて乙の責任において処理解決をするものとし，甲は一切の責任を負わないものとする。

（トライアル・サウンディングの中止）

第９条　トライアル・サウンディング期間中に地震や台風といった天災，その他予期せぬ事態の影響によりトライアル・サウンディングが困難となった場合，直ちに乙は甲へその状況及び内容を報告し，協議を行うこと。なお，港湾施設の復旧が必要な場合は甲が行うものとするが，乙の行為に関連する資機材に被害が出た場合は，乙が復旧するものとする。

２　トライアル・サウンディング期間中に，大雨・台風等の異常気象時は，乙はただちにトライアル・サウンディングを中止すること。

３　同条第１項，第２項によるトライアル・サウンディングの中止が原因で乙が被った損害について，甲は補償しない。

　（安全管理）

第10条　乙は，乙の行為に関連する資機材に破損や故障が確認された場合は直ちに安全を確保できるように対策を行うこと。

２　乙は，乙の行為に関連する資機材以外のサウンディングの範囲内にある港湾施設の破損や樹木の枯れなど，利用者に危害が及ぶ可能性が確認された場合は，直ちに甲に報告を行うこと。

　（利用者アンケートの実施）

第11条　乙は，利用者に甲と協議を行って内容を定めたアンケートを実施すること。

　（トライアル・サウンディング調査結果の報告）

第12条　乙は，次に掲げる事項を報告書にまとめ，トライアル・サウンディング終了後○日以内に甲に書面にて提出すること。

（１）トライアル・サウンディングをするうえで生じた問題点

（２）トライアル・サウンディング期間中の集客数，顧客ニーズ

（３）トライアル・サウンディング期間中の売上高，収益状況

（４）当該用地に求める設備，機能，条件等

（５）継続的な事業実施にあたって必要となる条件等

（６）利用者へのアンケート結果

２　乙は，甲が実施するトライアル・サウンディングに関するヒアリング調査に協力すること。

（期間）

第13条　本協定書は，締結日から令和●年●月●日までの期間有効なものとする。

　（その他）

第14条　本協定書に示した内容のほか，疑義が発生した場合は都度協議を行い，解決を図ること。

　この協定の締結の証として本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，各自１通を保有する。

　令和●年●月●日

鹿児島市鴨池新町１０番1号

甲　鹿児島県

鹿児島県知事　塩田　康一

住所

乙　会社名等

代表者名